

令和4年度虐待防止研修

概要	実施日	令和5年2月28日（火） 14：00～16：00
	実施場所	群馬県社会福祉総合センター8階ホール
	講師	群馬県障害者権利擁護センター 相談員 障害者・高齢者虐待対応専門職チーム 社会福祉士 賤津進介氏
	受講対象者	県内の相談支援事業所に所属する相談支援専門員等
	受講者数	42名（会員24名 非会員18名）

研修タイトル	『障害者虐待防止法 相談支援専門員に求められる役割』
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待防止法について ・ 通報を受けてからの行政の対応 ・ ミニワーク（となりの方と意見交換） ・ ここ3年の障害者虐待の状況 ・ 最近の報道記事 ・ 相談支援従事者として ・ 質疑応答
研修報告	<p>まずは基本となる障害者虐待防止法についての解釈についてわかりやすく解説していただきました。相談支援専門員として重要なのは虐待について区分や分類などの定義を理解しておくこと。そして相談支援専門員をはじめとする福祉従事者等は虐待を発見しやすい立場にいることを自覚し、虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合には速やかに通報することが義務であるということを再確認しました。また、虐待行為発覚後の支援環境を整えていくことやご本人、ご家族へのサポートが相談支援専門員には求められます。</p> <p>上記を踏まえ、ミニワークでは「相談支援専門員が事業所を訪問した際に職員による虐待と思しき場面に遭遇したにもかかわらず、被害利用者から黙っていてほしいと言われたらどのように考えるか？」といった架空事例をもとに隣席の方と話し合いを行いました。</p> <p>質疑応答では「虐待行為を行った事業所の情報を地域の支援機関で共有するわけにはいかないか？」との質問がありました。これについては、市町村は虐待に関する情報について守秘義務があり、個人情報のもとより、対応や処遇についての情報等も開示できないことになっており、情報の取扱いには慎重にならなければならないとの説明がありました。</p>
研修所感	<p>今回は相談支援専門員という立場で虐待防止に関する基本から最新の情報をインプットすると同時に、対応について整理、シミュレーションするといった連動が図られていました。虐待という性質上、秘匿性が高いことを意識した上で各関係機関が連携して被害者救済に当たらなければなりません。それ以前に虐待が起こらない環境づくり、風土づくりのために相談支援専門員として何ができるのかを考えていかなければならないと感じる研修でした。</p>